

令和 2 (2020) 年度岐阜大学交換留学生 (派遣) 募集要項

1 趣 旨

本募集は、岐阜大学学則第 47 条又は大学院学則第 38 条の規定に基づき、本学と学術交流協定を締結している外国の大学に学生（外国人留学生を除く。）を派遣することにより、学生の国際交流意識を高め、国際感覚を備えた人材の養成を図ることを目的とする。

2 応募対象者

令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間に留学を開始し、半年間又は 1 年間の学術交流協定大学へ交換留学生として短期留学を希望する者。

3 応募資格

本募集に応募することのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀で人格等が優れている者。
 - ・前年度の学内 GPA が 2.30 以上であること。ただし、学内申請時に学部 1 年次の者は、前学期の学内 GPA により算出する。
- (2) 留学希望先の協定大学が必要とする成績及び教育を受けるのに十分な外国語の能力を有する者。
 - ・協定大学が語学要件を定めている場合
これを満たしていることを学内申請要件とする。ただし、英語圏への留学希望者については、協定大学が語学要件として定める TOEFL-iBT スコアの 90%以上または、IELTS スコアから 0.5 を引いた点数以上を取得していれば学内申請を認める。この場合、令和元年 12 月 20 日 (金) までに協定大学の定める語学要件を満たすスコアを提出することを条件とする。条件を満たさない場合、交換留学生候補者としての資格を喪失する。
 - ・協定大学が一定の語学能力を推奨している場合
これを満たしていない場合でも学内申請を認める。ただし、語学能力を考慮して学内選考を実施する。
- (3) 留学開始までの間に、留学希望先で使用する言語の学習を継続する意志がある者。
- (4) 帰国後も引き続き本学において学業を継続する意志がある者。

4 募集の人数

原則、学術交流協定大学間で定める交換留学生数の範囲内とする。ただし、協定大学から交換留学生数の指定があった場合はその範囲内とする。

5 申請書類

以下の書類を取りまとめのうえ、グローバル推進機構留学支援室留学支援係へ提出すること。

- (1) 令和 2 (2020) 年度岐阜大学交換留学生 (派遣) 候補者推薦一覧 (別紙様式 1) の電子データ
 - (2) 令和 2 (2020) 年度交換留学生 (派遣) 候補者推薦書 (別紙様式 2)
 - (3) 勉学計画書 (和文・英文または留学希望先の言語) 様式自由 (※1) 各 1 部
 - (4) 在学証明書 (和文・英文) 各 1 部
 - (5) 成績証明書 (和文・英文) 各 1 部
 - (6) 成績原簿 (和文のみ) 各 1 部
 - (7) 英語圏の応募者については、TOEFL-iBT 又は IELTS スコアレコード
英語圏以外への応募者については、当該国語の語学能力が証明できる書類 1 部 (※2)
- ※1) 第 2 希望まで申請を認める。この場合、第 1 希望及び第 2 希望それぞれの勉学計画書を提出すること。また、希望する留学先大学の学部及び留学希望期間を明記すること。
※2) 上記の「3 応募資格 (2)」に従うこと。

6 申請期限

令和元年 10 月 2 日（水）

7 交換留学生の決定

学長は、岐阜大学グローバル推進機構の議を経て交換留学生候補者を選考し、当該候補者が留学先大学から入学許可を取得したときに、その者を交換留学生として決定する。

8 交換留学の取り消し及び中止

次のいずれかに該当する場合は、留学を取り消し又は中止するものとする。

- (1) 留学希望先の事情により受入れが許可されなかった場合
- (2) 留学先国への渡航に必要な査証が取得できなかった場合
- (3) 留学開始前又は留学中に、外務省海外安全ホームページに掲載されている海外安全情報の危険レベルが2以上となり、本学から留学の中止を指示された場合
- (4) 成業の見込みがないと判断された場合
- (5) 「3 応募資格」を欠くこととなった場合
- (6) 交換留学生たるにふさわしくない非行があった場合

9 その他

- (1) 本募集では「令和2（2020）年度岐阜大学短期留学（派遣）奨学金募集要項」に基づき、奨学生を同時に選考する。
- (2) 本交換留学では、派遣先大学の授業料は不徴収となるほか、本学における授業料の減免措置が適用される。
- (3) 岐阜大学交換留学生として決定された者は「留学報告書（毎月報告書）」を毎月留学支援係へ提出すること。また、留学終了後1か月以内に「留学報告書（毎月報告書）」を提出すること。
- (4) 学内選考（面接審査）は令和元年10月23日（水）16時から実施予定のため、申請者は必ずスケジュールを空けておくこと。
- (5) 本募集に関する注意事項、選考スケジュール、学術交流協定大学に関する情報等については別紙1及び別紙2のとおり。